

神奈川県施設園芸物価高騰対応資材導入費補助事業実施要領

第1 目的

この要領は、神奈川県農業物価高騰対応費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく施設園芸物価高騰対応資材導入費補助事業の実施について要綱、施設園芸等燃料価格高騰対策事業費実施要綱（令和4年12月6日4農産第3092号農林水産事務次官依命通知。）及び施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2902号農林水産省生産局長通知。以下「国要領」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の内容

国要領第1に定める「施設園芸セーフティネット構築事業」（以下「国事業」という。）の加入者が、国要領第5の2に定める「省エネルギー等対策推進計画」（以下「省エネ計画」という。）に基づき実施する、温室の省エネルギー推進に必要な資材等の導入経費に対して補助する。

第3 補助対象要件等

- (1) 補助の対象とする資材については、温室の省エネルギー化を図るために導入するものとし、更新の場合は、現在使用している資材より省エネルギーの効果が増加することが明らかなものに限る。
- (2) 令和6年8月1日以降に購入した資材等を対象とし、令和7年2月15日までに資材等の導入及び支払いまでを完了させることを条件とする。
- (3) 消費税及び地方消費税相当額は補助の対象としない。
- (4) 本事業の補助を受け資材を導入した実績がある施設は、補助対象外とする。

第4 事業実施等の手続き

1 事業実施事務委託

県は、本事業の実施にあたり、別に定める事前公募に応募した者の中から選定された民間団体に事業実施事務の一部を委託する。（以下、当該委託の受託者を「事業実施者」という。）

2 事業実施までの手続き

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「支援対象者」という。）は、要綱第4条に基づき、補助金交付申請書(第1号様式)を令和6年10月10日までに事業実施者に提出するものとする。
- (2) 要綱第4条第2項に定める書類は、次のとおりとする。
 - ア 事業計画書(様式1)
 - イ 団体構成員一覧表(様式2)
- (3) 事業実施者は、支援対象者から提出された補助金交付申請書及び事業計画書について、当該支援対象者の省エネ計画と照らし合わせ、その妥当性について審査、確認するものとする。また、審査結果の要点については審査講評報告書(参考様式3)に記載するものとする。
- (4) 事業実施者は、前項にて事業計画書の妥当性を確認の上、要綱第4条に定める書類一式及び審査講評報告書を令和6年10月17日までに知事に提出するものとする。

なお、国事業の追加公募が行われる際には、別途定めるものとする。

3 補助金の交付決定

- (1) 知事は、前項により提出された事業計画書の内容を審査し、事業の内容が適切である場合は、速やかに交付決定を行い、事業実施者を經由して支援対象者あて通知するものとする。事業の内容が適切でない場合は、事業実施者から支援対象者に事業計画書の速やかな再提出を求めるものとする。事業実施者は、再提出された事業計画書の妥当性を第4の2の(3)に基づき速やかに審査、確認し、知事に提出するものとする。
- (2) 前項の通知にあたっては、支援対象者から提出された計画書の補助額を集計し、予算の範囲内である場合は要望額のとおりとし、予算を超過する場合は、予算額に合わせ、補助率を一律調整するものとする。

第5 事業の実施

- 1 事業の着手 (1) 事業の着手は、原則として補助金交付決定後とする。交付決定通知前に事業着手する場合には、支援対象者は、補助金交付決定前事業着手届(様式3)又は同様の内容を記載した書類を提出するものとする。
(2) 事業の着手年月日は、資材等の発注日とする。
- 2 事業計画の変更
要綱第7条で定められた変更をしようとする場合は、第4の2に準じて変更手続きを行うものとする。
- 3 実施状況の報告
支援対象者は、要綱第10条に定める実施状況報告書(第3号様式)を令和7年1月31日までに事業実施者に提出するものとする。

第6 事業完了後の手続き

- 1 実績報告書の提出
 - (1) 交付要綱第11条に定める実績報告書(第4号様式)は、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する県の会計年度の2月20日までのいずれか早い日までに事業実施者あて次の書類を添付して提出するものとする。
 - ア 事業内容がわかる写真
※導入した資材が2月15日までに施設に施工されていれば、その写真を添付することとする。ただし、作型等の都合で施工に至らなかった場合は、導入資材そのものの写真を添付し、その後、施行できる状態になった時に速やかに施工し、その写真をとるとともに、資材施工完了報告書(参考様式2)にて知事あて報告するものとする。
 - イ 補助事業に係る収支を証する書類(領収書等)の写し
 - ウ その他参考となる資料
 - (2) 事業実施者は、提出された実績報告書等の書類審査を行い、その報告に係る補助事業等の内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか確認し、審査結果の要点を審査講評報告書(参考様式3)に記載するものとする。また、審査、確認を行った実績報告書等及び審査講評報告書を支援対象者からの提出後30日以内又は2月末日までのいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。
- 2 額の確定
 - (1) 知事は、前項により提出された実績報告書等について確認し、適正と認められたときは、補助金等の額を確定するものとする。
 - (2) 額の確定通知については、すでに通知している交付決定額と確定額が相違する場合の

み行うものとする。

第7 書類の提出部数

交付規則、要綱及び本要領の規定により知事に提出する書類の部数は正副2部とする。

第8 会計経理

支援対象者は、補助事業等の実施に係る会計経理については、次のことに留意して適正に処理するものとする。

- 1 支援対象者の経理は、独立の帳簿を設ける等の方法により、他の経理と区分して行うものとする。
- 2 金銭の出納は、当該事業のための口座を新たに設ける等して実施するものとする。

第9 補助金の返納

支援対象者は、補助金を受けた後に要綱、この要領に定める事項を満たさないことが判明した場合には、知事に当該補助金の一部又は全部を速やかに返納しなければならないものとする。

第10 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年9月5日から施行する。

この要領は、令和5年3月13日から施行し、令和4年9月5日から適用する。

この要領は、令和5年7月4日から施行する。

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

様式 1

事業計画書

| | |
|-----------------|-----------|
| 支援対象者名 (団体名) | |
| ふりがな 代表者氏名 | |
| 住 所 | |
| 連 絡 先 | 電話 |
| | ファクシミリ |
| | 電子メールアドレス |

事業内容

| 団体構成 員氏名 | 導入 施設 面積 (㎡) | 導入資材の種類 | 単価 (円) *税抜 | 数量 | 価格 (円) *税抜 | 新規 ・ 更新 (※1) | 設置 予定 時期 | 省エネ 計画記 載のチ ェック (※2) |
|-----------------|-----------------------|----------------------------------|------------------|-------|------------------|------------------------------------|----------------|----------------------------------|
| (記入例) 神奈川県花子 | 1,000 | ・〇〇FAN(循環扇) | ×× | 4台 | ×× | 新規 | R4.11 | ○ |
| | | ・△△カーテン(内張) 幅 600cm×厚さ 0.05mm | □□ | 10m | □□ | 更新 (経年劣 化による 保温効果 の低下) | R4.12 | ○ |
| | | ・固定用パッカー | | 100 個 | | 更新 (破損) | R4.12 | ○ |
| 藤沢太郎 | 500 | △△FAN(循環扇) | △△ | 3台 | △△ | 新規 | R4.11 | ○ |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

※団体構成員ごと、導入施設ごと、導入資材ごとに記載する。記入欄が不足する場合は、適宜行を増やすか、別紙を添付すること。

※1 更新の場合、更新理由を記載すること。(破損、経年劣化による保温効果の低下など)

※2 導入しようとする資材が「省エネルギー等対策推進計画」に記載されていない場合は(参考様式1)に導入資材名を追記し、本計画書に添付すること。

経 費

| 団体構成員氏名 | 補助対象経費(円) (導入資材合計価格) ※消費税相当額は除く | 補助金額 (円) (補助対象経費の 1/2) | 備考 |
|-----------------|---------------------------------------|---------------------------|----|
| (記載例) 神奈川 花子 | 1,000,000 | 500,000 | |
| 藤沢 太郎 | 500,000 | 250,000 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合 計 | | | |

※記入欄が不足する場合は、適宜行を増やすか、別紙を添付すること。

添付資料

- ・「セーフティネット加入申込書」、「省エネルギー等対策推進計画」の写し
- ・導入資材の種類・規模・価格のわかる資料
- ・更新の場合、機能が向上することがわかる資料（パンフレットなど）
- ・導入前の資材・施設の現況が分かる写真

様式2

団体構成員一覧表

年 月 日現在

| 役職名 | 氏名 | 氏名のカナ | 生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H) | 性別 (男・女) | 住所 |
|-----|----|-------|-------------------------|-------------|----|
| 代表者 | | | T S H . . | | |
| | | | T S H . . | | |
| | | | T S H . . | | |
| | | | T S H . . | | |
| | | | T S H . . | | |
| | | | T S H . . | | |
| | | | T S H . . | | |
| | | | T S H . . | | |
| | | | T S H . . | | |
| | | | T S H . . | | |

代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

(団体名)

代表者

(様式3)

番 号
年 月 日

神奈川県知事 殿

団体名
代表者名

補助金交付決定前事業着手届

神奈川県施設園芸物価高騰対応資材導入費補助事業について、次の条件を了承のうえ、補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に 損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとします。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がありません。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行いません。

| 事業内容 | 補助対象 経費 | 着工予 定 年月日 | 完了予 定 年月日 | 理 由 |
|------|------------|-----------------|-----------------|-----|
| | | | | |

参考様式1

省エネルギー等対策推進計画別紙

| | |
|-----------------|-----------|
| 支援対象者名 (団体名) | |
| ふりがな 代表者氏名 | |
| 住 所 | |
| 連 絡 先 | 電話 |
| | ファクシミリ |
| | 電子メールアドレス |

目標達成に向けた取組手段

(1) 10a 当たり燃油使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧

| No. | 団体構成員 氏名 | 温室面積 | 燃油使用量 | | 省エネ設備・資材導入計画 |
|-----|-------------|------|-------|----|--------------|
| | | | 現在 | 目標 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

※省エネ設備・資材導入計画の欄に、導入する資材等とそれぞれの導入量及び導入する温室面積を記載してください。

参考様式2

資材施工完了報告書

| | |
|-----------------|-----------|
| 支援対象者名 (団体名) | |
| ふりがな 代表者氏名 | |
| 住 所 | |
| 連 絡 先 | 電話 |
| | ファクシミリ |
| | 電子メールアドレス |

事業内容

| 団体構成員 氏名 | 導入 施設 面積 (㎡) | 導入資材の種類 | 単価 (円) *税抜 | 数量 | 価格 (円) *税抜 | 新規 ・ 更新 | 設置 完了 日 | 実績 報告 日 |
|-------------|-----------------------|---------|------------------|----|------------------|---------------|---------------|---------------|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

※団体構成員ごと、導入施設ごと、導入資材ごとに記載する。記入欄が不足する場合は、適宜行を増やすか、別紙を添付すること。

添付資料

- ・ 施工後の写真

神奈川県知事 殿

事業実施者名

審査講評報告書

| |
|--------------|
| 支援対象者名（団体名）： |
| 審査結果と理由： |

審査の結果とその理由を具体的に記載してください。

例1：××燃油対策協議会の団体構成員である〇〇氏が申請した経年劣化した内張カーテンや破損したポリダクトの更新、△△氏が申請した内張カーテンの☆☆ポリから●●フィルムへの変更と循環扇の設置、□□氏が申請した断熱性の高い被覆資材への更新は、いずれも省エネルギー化に有効であり、省エネ計画との整合性が認められる。全団体構成員の事業計画の妥当性が確認されたことから、××燃油対策協議会は支援対象者として妥当である。

例2：××燃油対策協議会の団体構成員である〇〇氏は経年劣化した内張カーテンや破損したポリダクトの更新、△△氏は内張カーテンの☆☆ポリから●●フィルムへの変更と循環扇の設置、□□氏は断熱性の高い被覆資材への更新を完了している。これらは補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合している。